

登録団体の登録方法

1. 登録の条件

下記の「かごしま環境未来館条例施行規則」第3条のとおり。

(登録団体)

第3条 環境保全に関する活動を行う市民活動団体又は事業者等で、次に掲げる要件をすべて満たすものは、環境未来館登録団体としての登録を受けることができる。

- (1) 鹿児島市(以下「市」という。)に事務所等を有すること。
- (2) 定款、規約又は会則を定めていること。
- (3) 定期的に環境保全に関する活動を行っていること。
- (4) 特定の宗教若しくは政党を支持する活動を目的としないこと。

2. 登録の方法

下記の書類を提出してください。

- (1) かごしま環境未来館登録団体(更新)申請書(様式第1)
- (2) 宣誓書
- (3) 定款、規約又は会則の写し

3. 受付期間

環境未来館の窓口で随時受付

4. 登録の有効期間

4月1日～翌年3月31日の1年間(翌年度への更新可能)

(※年度途中で登録を受けた団体は、登録日からその年度の3月31日)